

北陸電力健康保険組合
常務理事殿

承認	常務理事	事務長	担当・入力
受付日		令和	年 月 日

健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書

被保険者氏名	
--------	--

下記のとおり申請いたします。

令和 年 月 日

資格喪失時の状況

資格喪失時の被保険者証	記号				番号						
資格喪失時使用されていた事業所名						資格喪失年月日 (退職日の翌日)	令和 年 月 日				
自宅住所	〒				-	電話番号	自宅	()	-		
							携帯	()	-		

健康保険料の納付

(※各年度払いとなります)

健康保険組合への健康保険料は下記の方法で納付致します。

※①～③のいずれかを選択ください。

<input type="checkbox"/> ①毎月払い ※払い込み方法 を選択ください→	<input type="checkbox"/> 銀行振込 (第1月) + ゆうちょ銀行自動引き落とし (第2月以降)
	<input type="checkbox"/> 銀行振込 (毎月)
<input type="checkbox"/> ②取得月から9月分まで前納払い (銀行振込)	
<input type="checkbox"/> ③取得月から3月分まで前納払い (銀行振込)	

給付金等の振込先

(※保険料の引き落とし口座ではありません)

健康保険組合からの給付金 (健保からの補助金など) を下記預金口座へ振込願います。

(※ゆうちょ銀行不可)

金融機関名		支店名	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (右詰め)	
口座名義 (漢字)		口座名義 (カナ)	

※被扶養者がある場合は「健康保険任意継続被扶養者認定申請書 (様式02-2)」で申請ください。

※給付金等の振込先金融機関はゆうちょ銀行以外を指定してください。

(参考)

健康保険任意継続被保険者について

1. 資格取得申請について

- (1) 資格喪失するまで2ヶ月以上被保険者であった者は引き続き任意継続被保険者として北陸電力健康保険組合へ加入できます。
- (2) 加入を希望する場合は、資格喪失後20日以内に「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」に必要事項を記入して健康保険組合に提出します。

2. 資格期間について

- ・任意継続被保険者の資格期間は、被保険者となった日から起算して2カ年を経過した時までとなります。

3. 保険料について

- (1) 健康保険料は、資格喪失時の標準報酬月額または前年9月末の北陸電力健康保険組合総加入者の平均標準報酬月額(※)のいずれか低い月額を適用し、その標準報酬月額に92/1,000を乗じた金額となります。なお、介護保険料は満65歳になる月の前月まで17.8/1,000を乗じた金額となります。

※平均標準報酬月額は毎年4月に改定されるため、退職時の標準報酬月額が平均標準報酬月額を上回る方は、保険料が変更になる場合もあります。

- (2) 保険料の納付は、毎月支払う方法のほかに、保険料を事前にまとめて納入する前納制度(年4分の複利現価法で割引)があります。
※半期払いや年度払いなど、前納される月数によりそれぞれの割引率が適用されます。

- (3) 保険料の毎月払いは、銀行振込とゆうちょ銀行自動引落とし制度の2種類があります。

- (4) 保険料の前納は、4月分から9月分まで、及び10月分から3月分までの6ヵ月前納または、4月分から3月分までの12ヵ月前納のいずれかを選択することになります。(ただし、期間途中の資格取得は9月または3月の基準月分まで、期間途中の資格喪失は喪失する月分までの前納となります)なお、銀行振込のみの支払方法となります。

- (5) 納入の際には、事前に健康保険組合から納付書が送付されるので、その納付書を活用することとします。

- (6) 保険料の納入に係る手数料等については、ご本人負担となりますので予めご了承ください。

- (7) 保険料の納入期限日については、下記のとおりとします。

- ・資格取得月分……………取得月の20日(20日が休日の場合は、翌営業日)
- ・毎月払い(銀行振込)……………毎月10日(10日が休日の場合は、翌営業日)
- ・毎月払い(ゆうちょ自動振替)……………毎月6日(6日が休日の場合は、翌営業日)
- ・前納払い……………毎月20日(20日が休日の場合は、翌営業日)

4. 給付金等について

- ・健康保険組合からの給付金等は、任意継続被保険者が指定する金融機関へ振込することとします。

5. 被保険者証の変更について

- (1) 任意継続被保険者の資格を取得しますと、被保険者証の記号と番号が変わります。
- (2) 現在、治療中の場合は、新しい被保険者証が来た時点で病院等に変更の旨を連絡願います。(被扶養者の方も同様)
- (3) また、旧被保険者証を健康保険組合まで返送してください。